

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 30 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市条例第 24 号

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を削り、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とする。

第 8 条中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（駐車拒否）

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- （1） 駐車場の構造上車両を駐車させることができないとき。
- （2） 車両が引火性、発火性その他の危険性を有する物品を積載しているとき。
- （3） 駐車場の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- （4） 他の車両の駐車を妨げ、又は駐車中の他の車両を損傷するおそれがあるとき。
- （5） 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。

第 13 条を第 15 条とする。

第 12 条ただし書中「占有者」を「第 12 条第 2 項に規定する利用者若しくは占有者」に改め、同条を第 14 条とする。

第 11 条の次に次の 2 条を加える。

（使用料）

第 12 条 駐車場の使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる利用期間及び利用時間における芝浜駐車場の使用料は、有料とし、その利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、市長は、芝浜駐車場の管理上必要と認めるときは、その利用時間を変更することができる。

- （1） 利用期間 市長が別に定める期間
- （2） 利用時間 午前 9 時から午後 3 時まで

3 第 1 項の規定にかかわらず、占有者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

（使用料の不徴収）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用料を徴収しない。

- （1） 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。
- （2） 国又は地方公共団体がその業務を行うために使用する車両を駐車させるとき。
- （3） 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

別表中「第 11 条」を「第 12 条」に改め、同表中央通り駐車場の項の前に次のように加える。

芝浜駐車場	1 日 1 回の入場につき 1,000 円
-------	-----------------------

別表中央通り駐車場の項中「1 区画当たり 1 月 4,200 円」を「1 区画 1 月につき 4,200 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。